次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条

(1) 締約国は、締約国のためにＧＣＡＰの指導、指示、管理、監督及び運営を行うことを目的として、この条約によりグローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）政府間機関（以下「ＧＩＧＯ」という。）と称する国際機関を設立する。

(2) この条約の適用上、「ＧＣＡＰ」とは、締約国のためにＧＩＧＯを通じて遂行される作業計画をいう。

第二条

ＧＣＡＰは、段階ごとに実施する。各段階の承認及び実施に係る詳細な仕組みについては、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

第三条

(1) ＧＩＧＯは、次の機関によって構成される。

(a) 締約国によって構成される運営委員会

(b) 運営委員会による指導、指示、管理及び監督に従ってＧＣＡＰのために活動するグローバル戦闘航空プログラム（ＧＣＡＰ）実施機関（以下「実施機関」という。）

(2) ＧＩＧＯは、国際法上の法人格及び完全な法人格（締約国の管轄内で契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を含む。）を有する。

(3) ＧＣＡＰの運営及びその具体的な活動分野の詳細については、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

第四条

ＧＩＧＯの公用語は、英語とする。

第五条

締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、ＧＣＡＰの全ての段階において生み出された全ての品目及び情報の締約国間における輸入、輸出又は移転を可能な限り支援する。

第二章　運営委員会

第六条

(1) 運営委員会は、各締約国の代表によって構成される。各締約国は、代表団の長を含む同数の代表を任命する。

(2) 運営委員会は、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める交替の仕組みに従い、一の締約国の代表団の長が議長を務める。

第七条

(1) 運営委員会は、ＧＩＧＯの指導、指示、管理及び監督について全般的な責任を負うものとし、ＧＩＧＯを統治する最高機関として、ＧＩＧＯに対する監督を維持する。

(2) 運営委員会の責任及び意思決定の手続については、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

(3) 締約国は、運営委員会を通じ、ＧＩＧＯがこの条約に従って業務を遂行することを確保する。

第八条

(1) 運営委員会は、第五十二条及び第五十八条の規定が適用される場合を除くほか、その責任を果たすために必要なときは、全会一致で小委員会の設置を決定することができる。

(2) 小委員会は、各締約国の代表によって構成される。

第三章　実施機関の地位、任務及び活動

第九条

実施機関は、運営委員会を通じた締約国による戦略的な指示及び監督の下に、廃棄までのＧＣＡＰの全ての段階の管理、調整及び実施を引き受ける。

第十条

(1) ＧＩＧＯの本部は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国に置く。ＧＩＧＯは、本部に加え、締約国の領域内における実施機関の活動（必要に応じ締約国の当局と連絡することを含む。）を支援し、及び円滑にするため、締約国の領域内に支部を置くことができる。

(2) 本部及び支部並びに接受国の国内で公の目的に使用されるＧＩＧＯのその他の施設の具体的な所在地は、接受国の通常の慣行に従い、接受国とＧＩＧＯとの間の取決め又は接受国へのＧＩＧＯによる事前の通知で定めるものとし、当該取決め又は当該通知には、使用される建物を明示する。

(3) この条約の適用上、「接受国」とは、個々の事例について、(2)に規定する関連の本部、支部その他の施設が自国の領域内に所在する締約国をいう。

第十一条

実施機関は、第九条に規定するその任務の範囲内で、ＧＣＡＰを実施するために必要な能力（戦闘航空に関する能力の開発についての締約国の要求を満たし、かつ、各締約国における関連する全ての規制上の要件を遵守するものをいう。）を有するものとする。

第十二条

(1) 実施機関は、第九条に規定するその任務の範囲内で、次の業務及び締約国の関係当局が共同の決定により運営委員会を通じて実施機関に委任するその他の業務を遂行する。

(a) 運営委員会による指導、指示、管理及び監督の下に、ＧＣＡＰを全般的に運営すること。

(b) 特に運営委員会及び小委員会に対して事務局としての支援及び運営上の支援を提供することにより、締約国のＧＣＡＰに係る技術上及び計画上の要求について調整し、情報を提供し、及び整合させること。

(c) 全ての締約国による共同の要求及び要請がある場合には一又は二の締約国による要求を満たすため、ＧＣＡＰの全ての段階についてＧＣＡＰに係る契約を締結すること。

(d) 運営委員会が定める要件に基づき、技術上の要求について特定し、優先順位を付与し、分解し、及び導き出して一連の契約としてまとめること。

(e) ＧＣＡＰに係る技術上及び計画上の要求を満たすことに関する問題を検討し、及び解決し、並びに満たすことができない計画上の要求に係る解決案を運営委員会に提示すること。

(f) 耐空性及び適格性に関する各締約国の規則及び要件の遵守を確保するための調整及び管理を行うこと。

(g) 運営委員会に対し、年次予算（運営予算及び事業予算から成り、長期的な財政計画を含む。）を提出すること。

(h) 締約国の法令及び武器管理制度上の義務並びに適用のある国際協定に従って実施されるＧＣＡＰに係る輸出を管理し、及び支援すること。

(2) 実施機関の業務に関する包括的な概要については、締約国の関係当局間の別途の取決めで定めることができる。

第十三条

(1) 産業界とのＧＣＡＰに係る契約は、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める調達のための規則及び手続に従い、並びにこの条約の関連規定（第九章に定める情報の保全に関する規定を含む。）を遵守しつつ、実施機関がＧＩＧＯを代表して交渉し、締結し、及び管理する。

(2) 実施機関は、契約上の取決めに従って産業界の活動を監督し、及び監視する責任を負う。

(3) 締約国の関係当局は、ＧＩＧＯにおける意思決定に関連して別途の取決めを行うその一般的な能力を妨げることなく、実施機関が締結する契約を運営委員会が事前に承認しなければならない場合について、別途の取決めで定めることができる。